

一般財団法人埼玉県警察福祉協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般財団法人埼玉県警察福祉協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県鴻巣市に置く。

(目的)

第3条 本会は、埼玉県内に居住する元警察職員相互の親睦と福利の増進を図るとともに、安全で安心して暮らせる地域社会の実現と警察活動の推進に協力することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 元警察職員相互の親睦と福利の増進に関する事。
- (2) 元警察職員相互の連絡調整に関する事。
- (3) 警察活動への支援・協力に関する事。
- (4) 県民と警察の融和・親睦に関する事。
- (5) 安全で安心して暮らせる地域社会の実現に関する事。
- (6) 証紙の売り捌きその他県民の利便性の向上に関する事。
- (7) その他本会の目的達成に関する事。

第2章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本会の基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第6条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第7条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければなら

ない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

（事業年度）

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 評議員

（評議員）

第9条 本会に、15名以上36名以内の評議員を置く。

（評議員の選任及び解任）

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の議決をもって行う。

2 評議員は、本会の役員又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第12条 評議員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 費用弁償については、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員会

(評議員会)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 評議員の選任並びに理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分
- (6) 解散時における残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定める事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合にいつでも開催することができる。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第17条 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的等を記載した書面により通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、出席した評議員のうちから互選により選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更

- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- (決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について評議員のうち議決に加わることのできる評議員の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した他の評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、これに記名押印しなければならない。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員等

(役員等)

第23条 本会に次の役員等を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 8名以上 10名以内(会長、副会長及び専務理事たる理事の数を含む。)
- (5) 監事 2名

2 前項第1号の会長をもって法人法上の代表理事とし、第2号の副会長及び第3号の専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事並びに評議員は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を執行する。

3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事及び監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の専務理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず役員等にはその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(顧問及び参与)

第30条 本会に任意の機関として顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

4 顧問は、この定款に規定するもののほか、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

第2節 理事会

(理事会)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の招集に関する事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選任並びに解任
- (6) その他この定款に規定する事項

(開催)

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により会長に対して招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の招集の通知が発せられない場合において、請求した理事が招集したとき。
- (4) 法人法第101条の規定により、監事から会長に対して招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 前条第3項第3号又は第4号後段に規定する場合を除き、理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号又は第4号の規定に該当する場合は、その請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会の招集通知を发出しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって理事会の日の1週間前までに各理事及び監事に対してその通知をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長と

なる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第 38 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事はこれに記名押印しなければならない。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 10 条についても適用する。

(合併等)

第 41 条 本会は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議により、法令の定める手続きに従い、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 42 条 本会は、法人法第 202 条に規定する事由及びその他の法令で定めた事由により解散する。

(剰余金及び残余財産の処分)

第 43 条 本会は、剰余金の分配を行なうことができない。

2 前条の規定に基づき本会が解散時に有する本会の残余財産については、評議員会の決議により本会と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第44条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任命し、その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第8章 支部

(支部)

第45条 第4条に規定する事業の効率的な推進を図るため、原則として県内各警察署の管轄区域ごとに本会の支部を置く。

2 支部の運営に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により別に定める。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第46条 本会に賛助会員（以下「会員」という。）を置く。

2 会員は、本会の事業の推進に協力するものとする。

3 会員は、毎年、理事会において別に定める賛助会費を納入するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号、以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立

の登記の日から施行する。

- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行なったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 一般財団法人の設立登記時の会長は、次のとおりとする。
会 長 加藤 憲
- 4 一般財団法人の設立登記時の副会長は、次のとおりとする。
副会長 三田 勇
副会長 石田昌彰
- 5 一般財団法人の設立登記時の専務理事は、次のとおりとする。
専務理事 小澤愛彦

附 則

この定款は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。